

第76回 電力・ガス取引監視等委員会

議事次第

・日時：平成29年3月15日13：00～13：20

・場所：経済産業省本館2階西8共用会議室

・議題：

卸電力取引所の業務規程変更認可申請について

新ガス事業法等の施行に伴う各経済産業局長への事務委任について

○八田委員長　それでは、定刻になりますので、ただいまから第76回電力・ガス取引監視等委員会第1部を開催いたします。

早速ですが、議事に入ります。

最初の議題は、卸電力取引所の業務規程の変更認可申請についてです。資料3に基づいて、田邊室長からご説明をお願いいたします。

○田邊卸取引監視室長　資料3に基づきましてご説明申し上げます。

卸電力取引所の業務規程の変更認可申請についてでございます。資料3に書いてございますけれども、昨年4月に日本卸電力取引所は電事法上の指定法人になってございます。電事法上の指定法人は、その業務規程を変更等するときには、経済産業大臣の認可を受けることになっておりまして、経済産業大臣が認可をする際には、当委員会の意見を求めることとなっております。

資料3の主なポイントに書いてございますけれども、来年度、つまり4月から改正FIT法が施行されまして、またネガワット取引も開始されますところ、従来のJPEXの業務規程ではその取引資格が明示されていなかったもので、今般、JPEXの業務規程を改正して、本年3月28日付で経済産業大臣に業務規程の変更認可申請を行ってきているというものでございます。

内容については、資料3-1がでございます。パワーポイント形式になっております。スライドの2ページ目でございますけれども、今回の主な変更内容を書いております。

項目としましては、まず左側にネガワット取引がでございます。JPEXの取引会員資格に新たにネガワット取引をできるようにするものでありまして、電事法では、指定された卸電力取引所で取引をできる者は、電気事業者その他これに準ずる者であって、電力の卸

取引の業務を適確に遂行するに足りる資力信用を要する者として、業務規程で定められる者、とされています。このネガワット取引に係る資力信用要件につきましては、他の通常の会員と同じように定めるといふものであります。

あと、当然でございますけれども、ネガワット取引を行う人も、不適正な取引など J E P X で禁じられる行為はその規律が適用されるとなっております。

その下に、ブロック入札、 α 値と書いてございます。これは買いブロックが来年度からできるようになるので、その手続を定めるものであります。

スライドの 3 ページ目でございます。F I T 電源の市場供出には、改正 F I T 法の中で決まっているものでありますけれども、F I T 電源の市場供出を行う者については、特別取引会員という資格を設けて、先ほどのネガワット取引で申し上げました資力信用要件については、F I T 法の求めであることもありますので、通常の会員とは異なって、下の表の右側に書いてございますが、原則として直近 3 事業年度連続して、と記載のところの要件を必要とするという改定でございます。

当然でございますけれども、J E P X で取引する以上、J E P X の規律も適用されるようになってございます。

3 ページ目の下の表に、通常の会員と特別会員の主な相違点とございます。入会費、信託金など不要としておりますけれども、これは法律の求めであるので、これについては不要とするという規程の内容となっております。

4 ページ目以降は、業務規程を審査する際の審査基準との関係でございまして、基本的には問題がないものと考えておりまして、資料の別紙 3—3 でございますけれども、審査基準に適合する旨、経済産業大臣に回答してはどうかと考えております。

説明は以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございます。それでは、ご質問とかご意見はございませんでしょうか。——特別取引会員というのは、例えば九州電力が既に通常の取引会員であるというときに、自動的にこの資格を得るのでしょうか。それとも、もう一つ別な資格をとらないといけないのでしょうか。

○田邊卸取引監視室長 F I T 電源の市場供出をするということで、別に特別会員としての資格を取得するということです。

○八田委員長 そうすると、その場合、東電だと送電会社と小売り会社と発電会社が別々の会社として、それぞれ取得するが、九電の場合には同じ九電が 2 つの資格をとると

いうことになるわけですね。

○田邊卸取引監視室長　　そうです。

○八田委員長　　分かりました。

○稲垣委員　　ちょっと一点いいですか。改正の取引会員規程の2条の3号に今回のネガワット事業者、アグリゲーターが入るわけです。そのときに、その規程ぶりとして、需要抑制量調整供給契約を締結している者、ここは分かる。または締結の予定が確定している者というのが今回会員に入ることなのですが、締結の予定が確定はしているのだけれども、締結はしていない、こういう者が市場においてどういう活動をするということになるのでしょうか。

○田邊卸取引監視室長　　確かにすぐに取引をすることは予定されておりますけれども、他方で、取引所の中で行うべき取引会員規程として中でやらなければいけないこともあるので、あえてこういう広目にこういうことを申しているのかという気がしております。

○稲垣委員　　要するに、その必要があるということですね。分かりました。ありがとうございました。

○八田委員長　　ありがとうございました。それでは、ただいま事務局からご説明があった審査結果のとおり委員会として意見を決定してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、異存がございませんので、委員会としては経済産業大臣の意見をこのように決定いたします。本委員会終了後、速やかに公表することといたします。

次の議事に移ります。議題の2つ目、新ガス事業法等の施行に伴う各経済産業局長への事務委任について、資料4に基づいて、新川課長よりご説明お願いいたします。

○新川総務課長　　資料4、新ガス事業法等の施行に伴う各経済産業局長への事務委任についてを用いてご説明させていただきます。PDFでは62/80ページになっております。

現在のガス事業法も電気事業法もそうでございますが、処分等の一部につきまして、そもそも経済産業大臣から各経済産業局長に権限委任をされておりますし、私どもの委員会でも意見聴取に対する回答に係る事務につきましても、委員会委員長から各経済産業局長へ事務委任をしております。

今般、ガス事業法の改正によりまして全面自由化されるということでございますけれども、これらの権限の一部もやはり同様に経済産業大臣から経済産業局長に権限委任をされております。このため、これらの委員会に対する意見聴取に係る回答の事務につきまして

も、地域特性を踏まえた判断、委員会事務の効率的な運用の観点から、委員会委員長から各経済産業局長に事務委任するという点についてご検討いただくものでございます。

主なポイントには、趣旨としては今ご説明させていただいたとおりでございますけれども、大臣の側で経済産業局長に委任をしているものにつきまして、委員会に対する意見聴取の回答についても事務委任をしたいというものでございます。

別紙1が後ろ、3枚ほどめくっていただきますとついております。パワーポイントでつくった資料でございます。例えばガス小売事業関係でありますと、ガス小売事業の登録とか変更の登録とか登録の取り消しといったもの、また、一般ガス導管事業者関連でありますと、一般ガス導管事業の許可とか供給区域の変更の許可といったものがここに挙げられております。

最初の資料4の2. でございます。これは各経済産業局長から委員会に対して意見聴取がされることになるわけですが、そもそもの処分等の権限が委任されているガス事業は、各地域の需要に応じて供給区域等が点在しておりまして、事業者数も多く、比較的小規模な事業者が大多数となっておりますので、この事務につきましても定型的な処理になじむものが中心であるということ。また、地域の特性を踏まえた事実認定に関して、現場を所管する各経済産業局に知見があるということなどを踏まえまして、従来と同様に地域特性を踏まえた判断、効率的な運用の観点から、委員会の指導、監督のもと、各経済産業局は随時案件を事務局に報告し、事務局としては定期的にその実績を委員会会合で報告することを前提に、委員会の意見に係る事務を各経済産業局長に対し事務委任の形で委任して差し支えないものと考えております。

事務委任の形式は先例に従ったものでございますが、その法的性質は授権代理と考えております。別紙2に、各経済産業局長に委任することの文書の案を示しております。

なお、市場や需要家に対する影響が多いことが推測される案件については、各経済産業局長が案件を把握した時点で早期に事務局への連絡を求めるとしたいと考えております。

別紙2でございますが、一番最後につけさせていただいております。PDFでは77ページでございます。事務の委任についてということで、委員長名で各経済産業局長宛てに、貴職に委任するという趣旨の文書の案をつけさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明の内容について

ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、今の案のとおり、委員会として事務委任について決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。事務局においては、各経済産業局に本事務委任についての連絡の発出をお願いしたいと思います。

それでは、第1部で予定していた議事は以上です。ほかに何かありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

事務局より連絡事項があればお願いします。

○新川総務課長 第2部につきましては、準備が整い次第、開催させていただきます。よろしく願いいたします。

○八田委員長 それでは、これをもって第1部を閉会といたします。どうもありがとうございました。

——了——